

# 意見書

フロンティア法律事務所

砂防会館別館A 4階

TEL 03-6912-3811

FAX 03-6912-3812

弁護士 中野 秀俊



第1 CARDANOにおけるADAコインは、日本の法令上、適法である。

## 【理由】

ADAコインを含めた仮想通貨が、資金決済法上の前払式支払手段に該当するのかということが問題となるが、この点については、該当しないと解釈されます。

自民党IT戦略特命委員会、自民党資金決済小委員会が公表した「ビットコインをはじめとする価値記録への対応に関する中間報告」によると、ビットコインに代表される技術は、「価値記録」として、前払式支払手段（電子マネー）、通貨、物でもない新たな分類に属するものと定義しています。

そして、この「価値記録」という新しい概念については、資金決済法、銀行法(為替取引)・出資法(預り金規制)などの既存の法律は適用除外とするとして明記しております。

今後の政府の方針としては、業界団体を設立し、ガイドラインなどのルールを策定するとのことであるが、現時点での立法化の動きはありません。

第2 CARDANOの仕組みは、日本法令には抵触しない。

CARDANOは、P2P技術を使用したプラットフォームです。

CARDANOは、「スマートコントラクト」、「オラクル」、「マッチング」、「ハウス」、「ディーラー」及び「プレイヤー」の各レイヤーに分かれています。

CARDANOの法令上の懸念点は、ゲームプラットフォームにギャンブル的な要素のあるゲームが想定されることから、賭博開帳図利罪（刑法186条）などの法令に違反するかということになります。

この点、賭博開帳図利罪が、「賭博場を開き、人を集めて賭博による利益を図った者は、3カ月以上5年以下の懲役に処する」と定めています。

上記のように、CARDANOの仕組みは、P2P技術を使用したもので、関わる人達が各レイヤーに分かれているのが特徴です。

よって、CARDANOの仕組みは、賭博場を開き、人を集めて賭博によ

る利益を図った者というものが存在しません。

以上により、「賭博場を開き、人を集めて賭博による利益を図った者」が存在せず、日本の刑法には抵触しないことになります。